

Zenken通信 (vol. 42)

▽ 今回のお届け情報

Title: 愛知県「入札・契約制度を改善 7月1日から」

Outline

添付資料P1～5

○愛知県は、本年4月に最低制限価格の対象金額を拡大したが、今般、工事の品質確保や下請業者へのしわ寄せ防止、また、適正価格での契約による地域建設業の経営安定の観点等から、さらに入札・契約制度を改善することとした。
具体的な見直し内容は以下のとおり。

【見直し内容】

1. 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における失格判断基準の対象工種の拡大
土木、建築、舗装ほか全19工種 ⇒ PC、鋼構造物の2工種を追加し全21工種に拡大
2. 最低制限価格、調査基準価格の算定方法の見直し
 - (1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
 - (2) 算定式
 - ・ 直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・ 一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし
3. 低入札価格調査制度における失格判断基準の見直し
次の①又は②に該当する場合は失格となる。
 - ① 入札価格の直接工事費 $<$ 設計金額の直接工事費 $\times 75\%$
 $\Rightarrow$ 変更なし
 - ② 入札価格の共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費 $<$ 下記合計額
 - ・ 共通仮設費 $\times 70\% \Rightarrow$ 変更なし
 - ・ 現場管理費 $\times 60\% \Rightarrow 70\%$
 - ・ 一般管理費 $\times 30\% \Rightarrow$ 変更なし

担当：事業企画課 林

制度改正 (H21.7.1改正) の概要 【平成21年7月1日以降の公告・指名通知より対象】

低入札価格調査制度	対象	競争入札に付す全ての工事 (最低制限価格制度の対象工事を除く)	
		改正前(平成21年6月30まで)	改正後(平成21年7月1日～)
	調査基準価格※1	$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05$ ※ 上記算定式で算出した額が予定価格の8.5/10を超える場合は8.5/10に相当する額、また2/3を下回る場合は2/3に相当する額	$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05$ ※ 上記算定式で算出した額が予定価格の9/10を超える場合は9/10に相当する額、また7/10を下回る場合は7/10に相当する額 (現場管理費を60%から70%に算定式を変更するとともに、上限、下限を 8.5/10, 2/3 から9/10, 7/10に改正した。)
	失格判断基準	対象 予定価格1億5千万円以上の下記工事 ・一般土木工事 ・舗装工事 ・一般建築工事 ・しゅんせつ工事 ・造園・植栽工事 ・とび・土工工事(工作物解体工事・アスベスト工事を除く) ・道路標識等設置工事 ・道路区画線工事 ・建築塗装工事 ・下水処理設備工事 ・水道施設工事 ・電気設備工事(建築) ・管・空調工事 ・内装仕上工事 ・清掃施設工事 ・防水工事 ・建具工事 ・消防施設工事	対象 予定価格1億5千万円以上の下記工事 左記工事の他、次の2工種を追加 ・プレストレストコンクリート工事 ・鋼構造物工事
最低制限価格制度	対象	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き)※4の積算内訳 $\text{直接工事費の額} < \text{直接工事費の額} \times 75\%$ $\text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費} < \text{共通仮設費} \times 70\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%$	予定価格(税抜き)の積算内訳に対し、以下のいずれかに該当することとなった場合には、その者の入札は失格 入札価格(税抜き)※4の積算内訳 $\text{直接工事費の額} < \text{直接工事費の額} \times 75\%$ $\text{共通仮設費} + \text{現場管理費} + \text{一般管理費} < \text{共通仮設費} \times 70\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%$ [現場管理費を60%から70%に算定式を改正した。]
		対象 予定価格1億5千万円未満の下記工事 ・失格判断基準対象工事に同じ	同左
最低制限価格制度	最低制限価格※2	$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05$ ※ 上記算定式で算出した額が予定価格の8.5/10を超える場合は8.5/10に相当する額、また2/3を下回る場合は2/3に相当する額	$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05$ ※ 上記算定式で算出した額が予定価格の9/10を超える場合は9/10に相当する額、また7/10を下回る場合は7/10に相当する額 (現場管理費を60%から70%に算定式を変更するとともに、上限、下限を 8.5/10, 2/3 から9/10, 7/10に改正した。)

- ※1 調査基準価格…入札価格※3がこの価格未満の場合、工事が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる価格のこと。
- ※2 最低制限価格…入札価格※3がこの価格未満の場合、その者の入札を失格とする価格のこと。
- ※3 入札価格…入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(1円未満切り捨て)
- ※4 入札価格(税抜き)…入札書に記載された金額

平成21年6月19日（金）	
部課名	愛知県建設部建設総務課
グループ名	契約グループ
担当	松本主幹・榊原補佐
ダイヤルイン	052-954-6608
内線	2632・2633
部課名	愛知県農林水産部農林検査課
グループ名	契約グループ
担当	山内主幹・平松主任主査
ダイヤルイン	052-954-6394
内線	3608・3619
部課名	愛知県企業庁管理部総務課
グループ名	契約グループ
担当	平野主幹・清水補佐
ダイヤルイン	052-954-6671
内線	5615・5618

入札・契約制度の改善について

全国知事会で決定した「公共調達改革に関する指針」（平成18年12月18日決定）等を踏まえ、これまで一般競争入札の対象範囲拡大、総合評価方式の拡充、電子入札の拡大、談合防止のためのペナルティ強化、最低制限価格及び低入札価格調査制度における失格判断基準の対象範囲拡大に取り組む等、入札契約手続きに係る競争性・透明性を高めるとともに工事の品質確保等にも努めているところですが、平成21年7月1日から次のとおり入札契約制度の改善を実施します。

1 「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度における失格判断基準」の対象工種拡大

公共工事における著しい低価格受注は、工事の品質の低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などの問題が生ずる恐れがあることから、これまで「一般土木工事」、「舗装工事」、「一般建築工事」を始めとした19工種において、予定価格1億5千万円未満は最低制限価格制度、予定価格1億5千万円以上は失格判断基準を適用してきましたが、適正価格での契約をより一層推進するため、対象工種を「プレストレストコンクリート工事」及び「鋼構造物工事」にも拡大します。

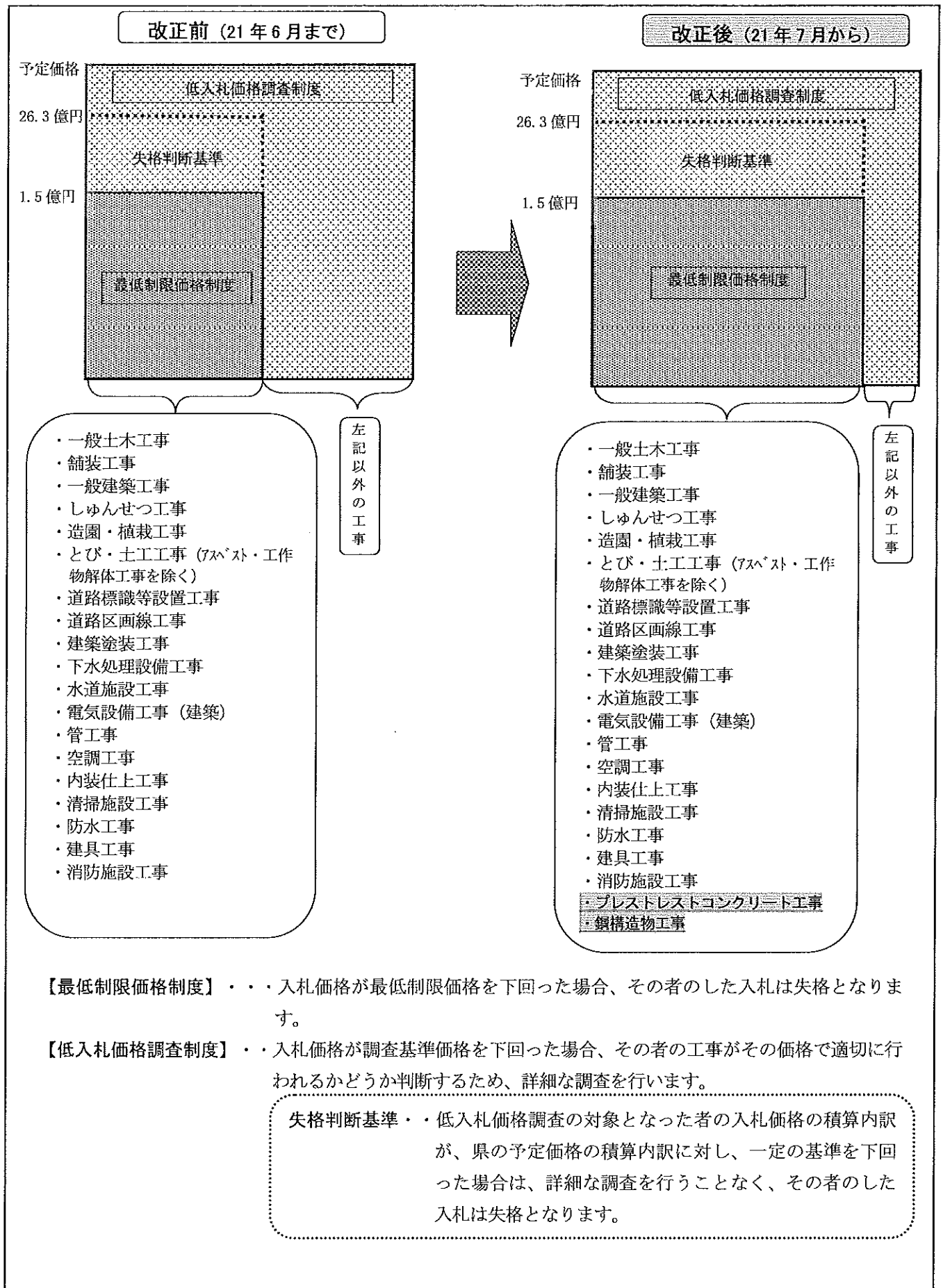
2 最低制限価格、調査基準価格及び失格判断基準の算定方法の改正

公共工事における適正な履行を確保するとともに、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう、適正価格での契約を一層推進するため、最低制限価格及び低入札価格調査を行うかどうかの判断基準となる調査基準価格の算定方法を次のとおり改正します。

また、低入札価格調査制度における失格判断基準の算定方法についても併せて改正します。

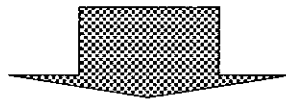
	最低制限価格制度	低入札価格調査制度	
	最低制限価格	調査基準価格	失格判断基準
改正前	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 60\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額} \times 1.05$	同 左	入札価格の積算内訳 予定価格の積算内訳 $\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費の額} \\ \text{共通仮設費} \\ \text{現場管理費} \\ \text{一般管理費} \end{array} \right\} \text{の合計額} < \left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 75\% \text{の額} \\ \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{現場管理費} \times 60\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$
改正後	$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 95\% \\ \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \text{現場管理費} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額} \times 1.05$	同 左	入札価格の積算内訳 予定価格の積算内訳 $\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費の額} \\ \text{共通仮設費} \\ \text{現場管理費} \\ \text{一般管理費} \end{array} \right\} \text{の合計額} < \left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 75\% \text{の額} \\ \text{共通仮設費} \times 70\% \\ \text{現場管理費} \times 70\% \\ \text{一般管理費} \times 30\% \end{array} \right\} \text{の合計額}$

【参考 1 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における失格判断基準の対象工種拡大】

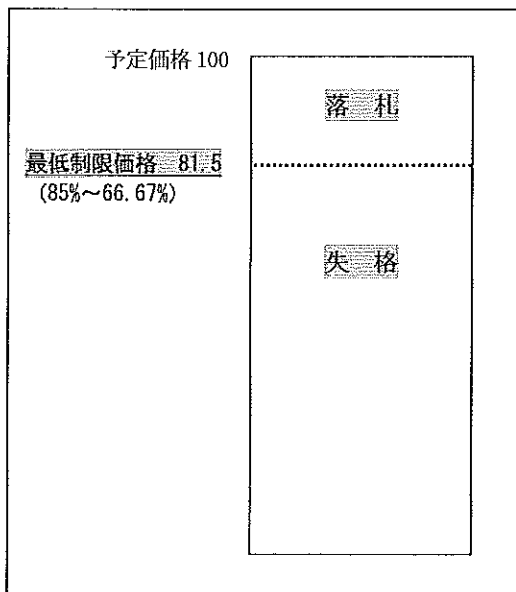


【参考2 最低制限価格、調査基準価格及び失格判断基準の算定方法の改正】

【事例】 予定価格 100 直接工事費 54 共通仮設費 14 現場管理費 20 一般管理費 12	改正前 (21年6月まで)	最低制限価格(=調査基準価格) =直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×<u>60%</u>+一般管理費×30% =51.3+12.6+12+3.6 =<u>79.5</u> 失格判断基準(以下のいずれかの基準を下回った場合に失格) ・直接工事費×75%=40.5 ・共通仮設費×70%+現場管理費×<u>60%</u>+一般管理費×30% =9.8+12+3.6 =<u>25.4</u>
	改正後 (21年7月から)	最低制限価格(=調査基準価格) =直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×<u>70%</u>+一般管理費×30% =51.3+12.6+14+3.6 =<u>81.5 (2.0の増)</u> 失格判断基準(以下のいずれかの基準を下回った場合に失格) ・直接工事費×75%=40.5 ・共通仮設費×70%+現場管理費×<u>70%</u>+一般管理費×30% =9.8+14+3.6 =<u>27.4 (2.0の増)</u>



【最低制限価格】



【調査基準価格及び失格判断基準】

